



袖 環 第 2 4 1 号

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出口



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画 環境影響
評価方法書に対する市長意見について (回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成 2 8 年 2 月 3 日付け、環第 7 7 5 号で依頼のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 環境影響
評価方法書」に対する袖ヶ浦市長意見

当該事業は、合計出力200万kWという国内最大級の石炭を燃料とする火力発電所を建設する計画である。

事業計画は、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べ、ばい煙等の排出量が非常に大きい微粉炭燃焼方式を採用している。

また、事業計画地は、既に大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域にあり、かつ施設から約1kmの距離には住宅地も存在し、さらに閉鎖性水域である東京湾に面するとともに、光化学スモッグの多発する地域でもある。

これらのことから、事業者は地域の特殊性を鑑み、当該事業については環境に最大限配慮する必要があるとあり、環境影響評価は、より慎重かつ詳細に行われるべきである。

袖ヶ浦市では、慎重に検討を行った結果、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画の具体化にあたっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、未利用の技術を含めた最良の利用可能技術の導入について検討し、石炭火力発電における先進的な役割を果たすよう努め、より一層の環境負荷の低減を図ること。
- (2) 特に閉鎖性水域である東京湾は、既に沿岸部に大規模工場が多く存在し、多量の温排水等が排出されるなど環境負荷が高い地域である。これら地域の特殊性を鑑み、温排水や温室効果ガス等の発生については、より一層の削減及び環境負荷の低減を図られるよう望む。
- (3) 近隣において、別の石炭火力発電所の設置計画があり、現在並行して環境影響評価の手続きが進行している。千葉県知事においては、このような複数の施設計画がある場合の評価手法等について明示し、適切に事業者を指導するよう要望する。

2 各論

(1) 大気環境について

- ア 当該施設の稼働に伴う光化学オキシダント及び二次粒子生成を含めた粒子状物質への影響を最大限回避するため、ばい煙等の一層の削減を検討すること。
- イ ばい煙処理設備については、機器等の構成、処理能力、処理効率等を明らかにし、現時点で利用可能な最良の技術的方法であるとした理由をわかりやすく説明すること。
- ウ 当該施設の稼働に伴う光化学スモッグ発生の増加を心配する市民の声は多いことから、その発生の原因のひとつとなる多環芳香族炭化水素や揮発性有機化合物などについても、燃焼後の再生成の可能性等、排出実態を調査研究し、結果を明示すること。
- エ 微小粒子状物質について、現状を調査、把握し、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、適切に予測及び評価すること。
- オ 施設の稼働に伴う重金属等の微量物質について、排ガス中のばいじん中の比率を用いて換算するとしているが、水銀に係る予測にあっては、環境省が実施している水銀大気排出実態調査等も踏まえ、気体状水銀も含めた排出実態を正確に把握した上で予測・評価を行うとともに、必要に応じ排出削減対策を検討すること。
- カ 使用する石炭の重金属等の微量物質について、ばい煙処理による除去効率を明らかにし、それらの含有量の許容限度等、原料炭に求められる規格（性状）を明記すること
- キ 石炭粉じんの飛散防止について、搬出入口や密閉型コンベアの構造等、具体的な環境保全措置内容を明示すること。

(2) 水環境について

- ア 温排水を排出する東京湾は閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出にあたっては排出熱量の削減に努めること。
- イ 温排水の拡散予測については、潮汐・潮流・水深等を考慮したそれぞれのケースについて詳細に行うこと。
- ウ 冷却水の取放水により、水環境や生物環境への影響がないか、またはその程度が極めて小さいことを具体的に明らかにして、その根拠を示すこと。なお、事業内容の具体化の過程において、環境影響が予想

された場合は、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) その他

- ア 南袖地区に計画されている石炭灰有効利用設備等の内容を明示し、当該設備による影響（大気環境、廃棄物等）について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。
- イ 石炭灰海底輸送トンネルの掘削に伴う影響（海生生物、残土等）について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。
- ウ 供用時の事後調査については、大気質、水質のみならず温排水や温室効果ガスについても詳細かつ継続的に行い、結果を市民にもわかりやすい形で公表すること。
- エ 災害発生時において懸念される環境への影響を明確にするとともに、その回避手段と非常時における対応を明示すること。